

福島県退職教職員協議会 会報 No3

2022年12月 発行責任者 浦井 信義

2022年度の取り組みの報告

2022年度「憲法を生かす会」加入結果

石川支部	4名	4,000	双葉支部	6名	6,000
郡山支部	16名	16,000	田村支部	9名	14,000
伊達支部	団体賛同金	5,000	北会支部	12名	12,000
福島支部	12名	13,000	相馬支部	8名	8,000

加入数 73名 賛同金 78,000円を集約しました。取り組みに感謝します。

最低賃金署名 57枚 285筆

コロナ感染拡大の中での署名活動ご苦労さまでした。

県退教協の主な日程と概要－4月～10月までの会議、集会等の報告

県の会議等

- 5月16日－役員会 会長等 8名
・全県代表者会の議案討議
- 6月14日－全県代表者会 22名
・2022年度方針、参議院選挙方針、会費等を決定
- 6月19日－平和フォーラム総会 1名
- 7月27日－第2回事務局員会 7名
・会報No2の内容検討、各支部名簿作製について
- 8月29日－会報No2発送 3名

- 10月13日・14日－
5者合同学習会・組織活動交流会
○県の組織拡大についての発表
瓶子高裕さん(福島支部)
- 10月30日・31日－
「大震災による震災・復興・防災を学ぶ」学習・研修の旅
瓶子高裕さん(福島支部)
※報告掲載

全国・東北の集会等

- 7月30日－原水禁福島大会
二階堂幹夫さん
- 8月25日－東北地区連絡協議会
浦井・竹中(福島市)
- 9月14日・15日－退職者連合
高齢者集会 竹中
- 9月19日－「さようなら戦争・さようなら原発」9.19大集会
星好房さん(北会支部) ※報告掲載

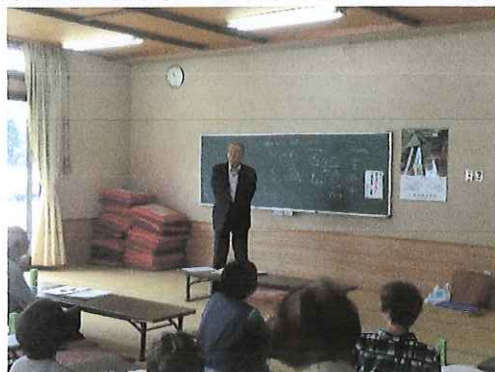
会報No3の内容

- P1 2022年度の取り組みの報告等
- P2・3 石川支部から
- P4 「さようなら戦争・さようなら原発9.19大集会」に参加して
- P5・6 岩手学習・研修の旅報告
- P7・8 退職後の生活基礎知識シリーズ
No2

退教協石川から・・・少しばかり茶飲み話の話題を・・・

県退教石川支部は、県教組委員長会田長栄さんの参議院選挙出馬とともに発足して当初

会田長栄を「励ます会」として活動を開始、日教組副委員長を退任した山本和夫さんが代表に就任、長栄さんを支持応援する仲間が結集しました。会田長栄さんは、役員会の出席のおりには「役員をやめる時は、我がらが倒れた時だ」と叱咤激励をしていました。そして、県教組委員長として、石川支部の執行委員会では「**組合活動で旨いものを食う時は一緒、苦しい時にはバラバラではだめだ**」と熱っぽく説いていました。



介護学習会で講演する会田長栄さん



石川地方教育会館一支部事務所室

長栄さんよりも早く山本和夫さんが旅立ちました。いつも豊富な知識を駆使して、退協だよりを100号近く発行しました。左の写真は支部総会の折に撮影しましたが、右は山本さんの後に支部長就任の「有賀 究さん」、そして、正面左側は有賀さん退任後の支部長菅井昭さんです。下向きになっているのは長栄さんです。時代とともに歴史の重さを知っている方々が去っていきます。



谷自治自治センター

支部定期総会の様子です。挨拶は前支部長の有賀さんです。県会長石川町議員の渡辺実さん、労金支店長をお招きしていましたが、コロナ禍で会員集合の機会を失いました。毎回昼食付の総会、そして町議会議員の渡辺実さんの石川自由民権運動の講演も好評でした。



コロナ感染前には、あけぼの会と共催で「福祉・介護学習会」を毎年行ってきました。町自立生活支援センターの専門家に講師をお願いして社会保障制度について、とりわけ私たちの課題である介護・認知症・生活様式や運動について学びました。後段には軽い運動もします。学習会も昼食付です。会員以外一般の方の聴講参加も自由の学習会です。



会場一石川町中谷自治センター

退教活動でいろいろな方々と協力して企画した計画に「戦争を語り継ぐ会」がありました。戦争に参加した方々、疎開経験、銃後の守りの方、引き揚げの方、石川町のウラン鉱(原爆材料)発掘に従事した方等々多彩な意見感想苦勞の発表がありました。この会も参加者の減少、高齢化、そして「語る人」がいなくなりました。当初からの課題であった遺産を継承する世代がないことが致命的でした。なんとか復活を考えましたが、弱小支部にとっては、残念無念であまりにも荷が重すぎます。

会員が汗を流して活動するボランティアとして長栄さんが理事長をしていた石川町の「桜ヶ丘学園」を訪問しました。2年目から学園の施設である「共生園一障がい者が生活してる」の「ガラス磨き」を継続的に行ってきました。短時間でしかも足腰の良くない高齢者の作業ですが、参加することに意義があるとの思いでもありました。この活動もコロナ感染のために中断をしています。 →→→



終わりにあたって

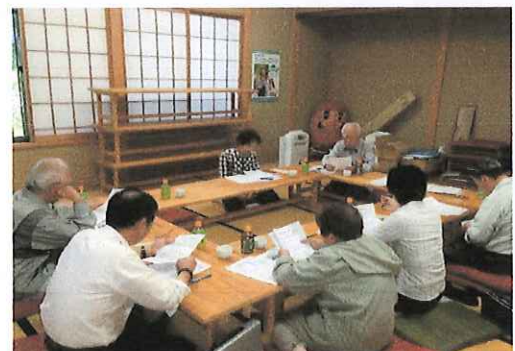
会の存続にとって高齢化や新規加入者の課題は本当に厳しい現実です。なんとしてもという決意は維持できても、具体的な方策が見つかりません。退職された方に退教の活動趣旨を理解していただきたいと思いますが、初対面で脱原発や護憲、平和反戦の話をするには相当の覚悟が必要です。また、語るべき方の数も昨今は限定的になっています。

今、退教石川支部はこのまま持ちこたえられるのかという瀬戸際にあります。コロナ感染もあって会員の連帯もどんどん希薄になってきています。会として「何をなすべきか」が見つからないのです。細々と「退協だより」を発行していますが、その先が見えません。

周囲を見るとはらわたが煮えくり返るようなことばかりで、言いたくありませんが、「昔」なら大衆行動で鬱憤をはらしましたが、今は・・・と吐き捨てるような苦い思いばかりです。

竹中さんに請われて支部紹介らしきものをまとめました。少し肩の荷が降りたようにも思いますが、何の役に立ったか、自問自答です。

退教協石川支部 三輪



退教協石川支部役員会 古い写真です

長栄さんが日朝友好福島県民会議の議長をしていました。教育に差別はあってはならないとして「朝鮮学校支援金」に取り組み、石川支部はかたくなに、長栄さんの遺言のように会員にお願いを続けています。



「さようなら戦争・さようなら原発 9.19 大集会」に参加して

星 好房

2022年9月19日(月)に代々木公園で開催された安倍元首相国葬反対! 改憲発議と大軍拡やめろ! 「戦争法」強行採決から7年 福島原発事故を忘れない さようなら戦争さようなら原発 9.19 大集会に県平和フォーラムの仲間と参加してきました。台風が直撃するという状況にもかかわらず5000人から8000人規模というところに全国から13000人(主催者発表)が集まりました。

13:00からプレコンサートが開演され、13:30から集会が開始されました。時折激しい雨風にさらされましたが、途中で帰る人もなく全体での意思統一を確認して終了することが出来ました。集会では、主催者挨拶のあと立憲野党各党、市民や青年女性、福島原発反対運動をはじめ各地区での反対運動について現状報告や今後の決意について話されました。



そのあと2コースに分かれてデモに出発しました。県平和フォーラムは渋谷コースに参加し県の代表者が横断幕を持ち、第4梯団の先頭を行進しました。



ほとんどが年配者層という中で「ここに入れてください」と青年層が5,6名私たちの列に入り、若者も参加していることに希望が持てました。渋谷駅までのコースは決して長いとは言えませんでした。時折襲ってくる激しい雨風にも負けずシュプレヒコールを繰り返しながらのデモ行進は、沿道の市民に訴えるものがありました。

若松地区では「戦争法」強行採決に反対する行動を「いけんの日」として毎月1回、19日に街頭集会を開催して市民にアピールをしています。毎月の開催で困難なところもありますが粘り強く続けることで9月19日の強行採決を忘れず改憲阻止に向けて運動の輪を広げられればと思うところです。今回全国集会に参加し地区での集会の大切さを改めて感じることができました。

岩手県被災地視察報告

瓶子高裕



10月30日、午後時、大型バスで盛岡駅を出発。

参加者は退職者18人、事務局3人、計24人であった。

途中で、道の駅とおの風の丘で休憩をとり、釜石祈りのパークを訪れ、その地区で犠牲になった方に黙祷を捧げた。祈りのパークには鶴住居駅前地区における津波浸水高（海拔11m）を表すモニュメントが設置されている。祈りのパークは鶴住居地区防災センターの跡地であり、震災時に防災センターを信じて避難した多くの方が犠牲になった。ガイドさんの説明を聞いた後、集合写真を撮って、いのちをつなぐ未来館の見学をした。



祈りのパーク

防災センターの近くにある、ワールドカップで試合が行われたスタジアムを見学した。そのスタジアムは鶴住居小学校・釜石東中学校の跡地であり、震災時に子どもたちは高台へ向けて命の道逃げたために学校にいた子どもは被害に遭わなかった。



子どもたちが逃げた経路

見学終了後、宿泊地のサンルートへ移動した。このホテルも津波で一階部分は浸水したとのこと。

6:30から夕食・交流会があり、他の参加者の方と楽しく有意義に交流を行った。

自己紹介で、各県の様子などがよくわかり、情報交換をすることができた。

二日目は、最初に、大槌町へ向かい、被災地をバスの窓から見学した。

次に、山田町に移動し、被害の現状について説明を受けて、バスの中から、被災地を見学した。印象的だったのは、道沿いに避難した方は、津波にのまれ、山を上った人は助かったという事実です。

語り部の方が、地元の方だったのでよりリアルに説明をしていただいて、当時の様子がよく理解できた。

山田町の道の駅で休憩をいった後、田老町に向かった。

田老町では田老町の震災のガイドさんから直接説明を受けた。

田老町が誇る「万里の長城」と言われた防潮堤が17メートルの津波によって簡単に越えられ、さらに引き潮によって破壊されてしまったこと。津波は時速100メートルの速度で、防潮堤を越えるという間にやってくる。等が印象的だった。



新たに作られた防潮堤

その後、もと田老観光ホテルで今は遺構となっている場所を見学し、災害時のビデオを鑑賞した。津波が堤防を越えてからの速さは予想していたものより遙かに速いものだった。津波の時は「てんでこ」この言葉の意味を改めて理解した。さらに、このホテルは、私が30年前に職員旅行で宿泊した場所であり、4階部分まで津波の害に遭い、特に1階2階部分は鉄骨のみとなっており、津波の破壊力のすごさを改めて感じた。



鉄骨のみとなったホテルの1階2階

田老町に住む人は、大部分が高台に住み替えをしていたが、一部の人は今後も津波の害に遭う可能性が高い場所に住み続けている。

道の駅で休憩とりながら、紹介された防災グッズの笛とライトつきのペンを購

入した。改めて、日頃から防災に関する意識を高めていきたいと思った。

次に、岩泉で昼食を食べてから龍泉洞へ向かった。岩泉地区は、3年前の台風で死傷者も含め大きな被害が出た地区です。岩泉ヨーグルトで有名な岩泉乳業もしばらくは乳製品を出荷できなかったと聞いた。

龍泉洞を訪れるのは三回目でしたが、神秘的な地底湖と言われるとおり、久々にきれいな風景を見ることができてうれしく思った。残念なことに、コロナの影響で、観光客が極端に減っており、お土産屋さんが休業していた。



龍泉洞の内部

盛岡駅で、お土産にフカヒレスープといちご煮と銘菓を購入して帰路についた。

今回被災地を視察し、岩手県の沿岸でも津波などによって大きな被害がでたことがわかった。福島県との大きな違いは、放射能による汚染はないので復興が進んでいるということです。福島県はまだまだ、住めない土地が多く、復興どころではないという現実があります。福島県の現状もぜひ機会があるごとに全国へ向けて発信していきたいと思います。

退職後の生活基礎知識シリーズ No 2

No 1で相続に関して、建物や土地の評価額についての概要をお知らせしました。今回のメインは生命保険と相続です。まず基本をおさえておきます。

$$\text{基礎控除額} = 3000\text{万} + (\text{法定相続人の数} \times 600\text{万})$$

相続財産（土地・建物・現金・株・生命保険金等）が上記の基礎控除額以下だと相続税はかかりません。例えば法定相続人が妻と子ども2人で3人なら基礎控除額は

$$3,000\text{万} + (3\text{人} \times 600\text{万}) = 4,800\text{万} \text{になります。}$$

生命保険と相続についての基礎知識

相続財産が基礎控除額を超える場合などは、生命保険を活用する方法があります。生命保険金は500万円×法定相続人の数まで非課税となります。生命保険を利用すると一部の財産を非課税で相続することができます。具体例で説明します。

夫・妻・子ども2人の4人家族、夫がそれぞれ500万の一時払いの終身生命保険（※注意）に3件加入、受取人は妻と子ども2人の3人とします。

一時払いなので、すでに1,500万円近くの保険料は支払っています。生命保険金は相続財産とみなされますので、万一の場合には保険金の1,500万円は相続財産となります。遺産総額が生命保険金を含めて6,300万円とすれば次の図のようになります。

$$500\text{万} \times \text{法定相続人数} (3\text{人}) = 1,500\text{万} \text{までの生命保険金は非課税}$$

① 6300万円（預金・土地・建物・有価証券・生命保険金等）

② 4800万円（正味の遺産額）

非課税財産として
生命保険金の1500万円

相続税の基礎控除額は**3000万+600万×法定相続人の数**になります。この場合基礎控除が**4800万**となり、結果として相続税はかかりません。保険の代わりに預金等で保有していれば、基礎控除を引いた相続財産は1500万円近くになり、相続税の対象となります。例外として**配偶者は1億6000万**までは相続税がかかりません、**配偶者がすべての財産を相続すれば課税されません**。しかし次に相続が子どもたちだけになった場合は、**基礎控除額が減るなど課税されるリスク**が高くなります。

※注意してください。

- 現在では、低金利政策のため、**円建ては取り扱っていない保険会社**がほとんどです。あらたに契約する場合は**米ドル建てなど外貨での一時払い終身の取扱が主**となります。当然ですが、為替リスクを伴います。
- 一時払いの生命保険等にすでに加入している場合も、**保険金の受取人を変更**することはできます。受取人がだれになっているかを再確認してください。

基本的な保険用語

契約者（**保険料負担者**）－保険会社と保険契約を締結し、契約上の権利や義務を持つ人です。

被保険者－生死等が保険金の支払いの対象となる人で多くは契約者と同じ人です。

保険金受取人－保険金の支払いを受ける人 

告知－契約に際して、契約者または被保険者が、保険会社に対して**重要な事実**を告げること。

受取人は結婚している場合は妻や夫、独身の場合には親を指定する場合がほとんどです。なお、シニア世代は**相続税対応のため子どもを指定する場合があります**。

○ 一括して**保険料を支払う一時払い終身保険**などは、死亡保険金とほぼ同額の保険料を支払うため、健康状態についての告知はない場合もあります。

次は歴年贈与による相続への対応などを取り上げたいと考えています。

このシリーズへの質問や要望等があれば下記のメールアドレス宛に、お願いします。

竹中 柳一 (FP) takenakayanag@gmail.com